

エネルギー・地球温暖化対策 (エネルギーに関する諸問題(Ⅱ))

平成27年11月12日

経済産業省

発電所建設による利益を立地地域へ還元

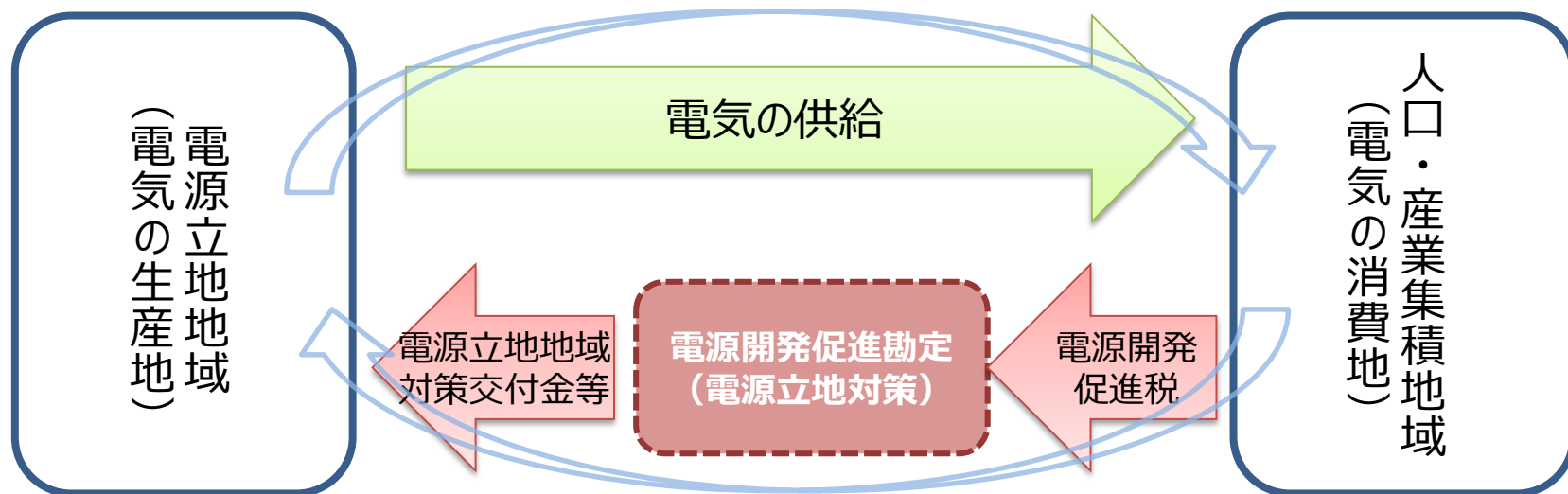
電気を大量消費する地域が享受する利益を、
電気の生産地である立地地域へ還元



地元住民の理解・協力のもと、発電所の建設・運転を円滑に



国民生活や経済活動に不可欠な電気の安定供給へ



○発電所の立地地域は特定の地域に集中している。

全国の発電電力量に占める原子力発電所の立地道県の発電電力量の割合（震災前）

福井県が県外へ供給している電力量の対県内消費電力量比

約5割

約10倍

○発電所の建設に当たっては、長い期間を要する。

直近建設された泊3号機（増設）では、約13年 年数は、申入れ等～営業運転開始の期間

（参考1）初号機の設置となる東通1号機（東北）：約40年

（参考2）水力発電所の例（京極1号機）：約16年

○温暖化対策として原子力への政策的重要性が高まる一方、地域の理解を得ることが一層困難に。こうしたギャップを埋めるため、立地地域の要望を踏まえ、用途の拡充や手続きの簡素化などを実施。

- ・固有の事情に着目した交付金※を創設（平成11年度、18年度）
- ・ハード事業だけでなくソフト事業も対象に（平成15年度）
- ・6つの交付金等を電源立地地域対策交付金に一本化（平成15年度）

自治体の負担に配慮しつつ、成果指標・目標の見直しを行うとともに、以下の取組の実施を検討

- 事後評価報告書を資源エネルギー庁のH Pに公表
- 交付規則の公表
- 交付先の自治体に対して以下の事項を要請
 - ・対象施設への標示の徹底
 - ・自治体H Pへの事後評価報告書の掲載

- 原子力に対する国民の不信・不安、エネルギー（原子力）行政そのものに対する信頼の低下
- 政府による原子力に関する情報発信や、国民への説明が不十分であるとの指摘

(例) 平成27年 6月23日付毎日新聞「『国に怒りの声を』核のごみ地層処分 8月全国交流会」
8月12日付東京新聞「川内 新基準で再稼働『反対多数』世論の中」
10月10日付新潟日報「核のごみ処分に不信の声 エネ庁は必要性強調 県民の理解ほど遠く」

→ 国民への説明がこれまで以上に必要に

他方、今までの取組については改善の余地あり。



- 双方向のコミュニケーションの重視
- 立地地域のみならず、消費地域への情報提供の重要性
- イベントそのものの効果にとどまらない、2次広報の重要性

「エネルギー基本計画」における記載

- ① 原子力発電：『（前略）国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む。』
- ② 核燃料サイクル：『（前略）引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組む。』
- ③ 最終処分：『国は、（中略）地域の地質環境特性を科学的見地から説明し、立地への理解を求める。』
- ④ 福島第一原発事故収束：『（前略）福島の再生のために必要なすべての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら、（中略）なすべきことは一日でも早く、という姿勢で取り組んでいく。』

秋の年次公開検証
【エネルギー・地球温暖化対策(Ⅱ)】
(11月12日 19:00～21:00)

文部科学省配付資料

- 資料 1 : 電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金、広報・調査等交付金
- 資料 2 : 電源地域産業育成支援補助金
- 資料 3 : 核燃料サイクル関係推進調整等委託費
- 資料 4 : 改善に向けての取組

電源立地地域対策交付金 交付金事務等交付金 広報・調査等交付金

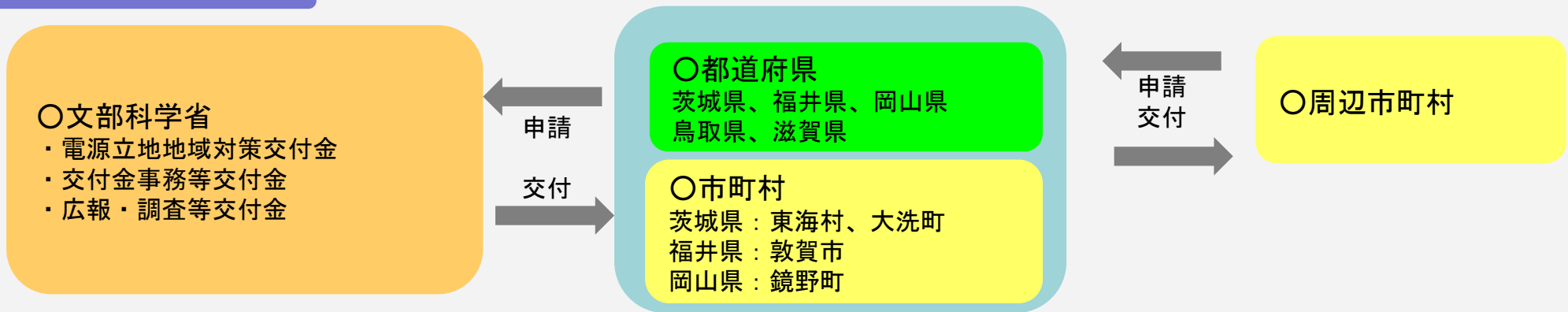
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の発電用施設等が設置されている立地県及び立地市町村等に対し、地元住民の福祉の向上を目的として行われる公共用施設の整備や維持管理、福祉対策事業や原子力発電及び核燃料サイクルに関する知識の普及等に必要な経費を交付する。

※電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年2月6日 文部科学省経済産業省告示第2号)

交付金事務等交付金交付規則(昭和56年10月9日 科学技術庁通商産業省告示第4号)

広報・調査等交付金交付規則(昭和49年11月29日 科学技術庁通商産業省告示第3号)

○交付対象・交付先



○交付金の主な活用例

◇電源立地地域対策交付金

- ・公共用施設の整備
- ・公的機関の維持、運営等

・公立小・中学校の改修事業 ・県立病院の維持・運営



・福祉施設(保育園等)の維持・運営



◇広報・調査等交付金

- ・新聞、ラジオ等による広報活動の実施
- ・施設見学会、講演会等の開催
- ・原子力広報施設の維持・管理等

・原子力施設等見学会



・講演会等の開催



・原子力広報施設等維持・運営



電源地域産業育成支援補助金

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する発電用施設周辺の地方自治体の自立的・持続的発展に結びつく産業の発掘・育成に関する自発的努力に対し、必要な経費を交付する。

※電源地域産業育成支援補助金交付要綱(平成4年9月10日)に基づき交付

○補助対象・補助先

○文部科学省

発電用施設が設置されている地方自治体を実施する産業育成事業に対する補助金を交付

申請

交付

○都道府県 茨城県、福井県

○補助対象事業

- ・研修事業
- ・専門家派遣事業
- ・マーケティング事業
- ・地域活性化イベント支援事業

○事業概要

- ◇新聞、雑誌、フリーペーパー、Web等による情報発信
- ◇マーケティング調査の実施(企業誘致、観光資源発掘)
- ◇認知度向上のためのキャンペーン等の実施 等

企業誘致や新たな産業の発掘等により、自治体の自立的・持続的発展に貢献

・イベント会場の様子



・認知度向上に向けた特産品等のPR



【事業目的】

〔 創設：昭和57年度
特会法施行令：第51条第1項第20号 〕

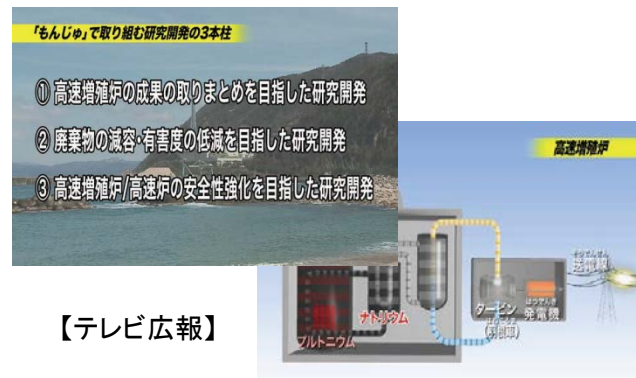
文部科学省が所管する原子力施設等に関し、情報公開による透明性の向上を図り、国民の視点に立った迅速な情報提供等に取り組むとともに、情報の受け手側の多様なニーズを踏まえ、各種広告媒体等を用いて広報活動を体系的に実施することにより、原子力研究開発の意義や安全対策等に対する国民の知識の普及を図る。

【事業内容】

地域住民への「もんじゅ」や原子力に関するアンケート結果を踏まえ、研究開発の意義・安全対策等をテーマに、意見交換会やブース展示を行うとともに、当該情報の福井県内の新聞への掲載やテレビ番組の制作・放映を行う。



【意見交換会】



【テレビ広報】



【新聞広報】

改善に向けての取組

自治体の負担に配慮しつつ、成果指標・目標の見直しを行うとともに、以下の取組の実施を検討

- 事後評価報告書を文部科学省のHPに公表
- 交付規則の公表
- 交付先の自治体に対して以下の事項を要請
 - 対象施設への標示の徹底
 - 自治体HPへの事後評価報告書の掲載